

吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する農産加工施設整備支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、吉賀町補助金等交付規則(平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2条 町は、地域農産物等の有効利用による地域産業の振興を図ることを目的として、町内事業者が農産加工品の生産及び生産拡大を行うための施設整備に要する経費のうち町長が必要、かつ、相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者又は新たな取組により町内において事業化を目指す個人若しくは任意団体で、申請法人、申請者及び同一世帯に属する者が町税等を滞納していない者	地域資源を活かした加工品の製造施設整備費のうち、消費税及び地方消費税相当額を除く以下の経費 1 施設建設事業 農産加工施設の新築又は増改築に要する経費 2 機械器具導入事業 農産加工機械器具等の導入に要する経費	当該補助対象経費の2分の1以内。ただし、機械器具導入事業のうち、既存機器の更新については3分の1以内(算出した額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額)	1 施設建設事業 1,000,000円(1事業者当たり1回に限る) 2 機械器具導入事業 新規導入については500,000円。既存機器の更新については300,000円(1事業者当たり1回に限る)

2 前項に規定する補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 機械器具等の導入の内、汎用機械と認められる機械器具
- (2) 総事業費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が10万円未満の事業

- (3) 生産販売計画が未定の事業
- (4) 当該事業に対して、他の補助金等の交付を受けている場合
- (5) 町外で当該事業を実施する場合

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した場合、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助金交付対象者は、規則第9条第1項の規定により町長の承認を受けようとするときは、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金変更(中止・廃止)交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第7条 補助金交付対象者は、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する実績報告書は、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金実績報告書(様式第5号)とする。

2 補助金交付対象者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助金交付対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 町長は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金交付対象者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助金交付対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金概算（精算）払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。  
（事業化の努力等）

第11条 補助金交付対象者は、当該補助事業に係る成果の事業化に努めることとし、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、当該補助事業に係る各年度の状況等を、吉賀町農産加工施設整備支援事業補助金事業化状況報告書（様式第8号）により、各年度末までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

（補助金の経理等）

第12条 補助金交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。